犯罪被害財産支給手続不開始決定公告

平成24年1月11日　旭川地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第８条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始しないこととしたので公告する。

記

1　不開始決定番号　旭川地方検察庁　平成24年第１号
2　不開始決定の年月日　平成24年１月11日
3　犯罪被害財産の没収又は追徴の裁判
⑴　裁判所名　第一審判決　旭川地方裁判所　控訴審判決　札幌高等裁判所
⑵　裁判年月日　第一審判決　平成23年２月１日　控訴審判決　平成23年６月16日
⑶　確定年月日　平成23年７月１日
⑷　被告人の氏名又は名称　小山内久雄
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、川村隆らと共に、多数回にわたり、他人名義の身分証を用いるなどして金融機関に口座開設を申し込み、同口座開設に係るキャッシュカード等の詐取を繰り返していたものであるが、前記川村と共謀の上、同詐取品の対価に係る犯罪収益等の取得につき事実を仮装しようと企て、平成21年３月６日から平成22年７月22日までの間、前後110回にわたり、前記川村をして、被告人が管理する第三者名義の預貯金口座４口座に、前記キャッシュカード等の対価の一部である合計1,958万円を行内振替させて同口座に預け入れ、もっていずれも犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
4　不開始決定をした理由
不開始決定時までに保管した給付資金の額は41万円であって、犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管できず、今後もこれを保管することとなる見込みがないと認めるため。
5　この公告に関する問い合わせ先
〒070―8636　北海道旭川市花咲町４丁目
旭川地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号0166―51―6231（内線303）

○　上記犯罪被害財産支給手続を開始しない決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（旭川地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記５のとおり）。
○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　犯罪被害財産支給手続を開始しない決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（旭川地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第２０７９号
奈良県宇陀市菟田野松井75番地
申立人　大木てつ子
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所奈良県橿原市、死亡年月日平成23年７月18日、出生の場所奈良県宇陀郡宇太町、出生年月日昭和18年11月12日、職業材木加工販売業
被相続人　亡　大木　康男
事務所奈良県大和高田市高砂町７番17号シェ・ラ・スール島202号
相続財産管理人　弁護士　無漏田恭生
奈良家庭裁判所葛城支部

平成２３年（家）第９８４号
島根県松江市殿町19番地１
申立人　島根県農業信用基金協会
本籍島根県出雲市湖陵町差海1762番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所島根県出雲市、死亡年月日平成21年12月８日、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和41年１月22日、職業不詳
被相続人　亡　桑原　達也
事務所島根県出雲市塩冶有原町４丁目43番地
相続財産管理人　曽田　久夫
松江家庭裁判所出雲支部

平成２３年（家）第２７７２号
岡山市北区御津伊田2219番地２
申立人　内藤　恒夫
本籍岡山県赤坂郡五城村大字伊田2247番の１地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所不詳、死亡年月日明治40年９月９日、出生の場所不詳、出生年月日嘉永３年７月18日、職業不詳
被相続人　亡　内藤　初吉
岡山市北区御津伊田3074番地
相続財産管理人　小出　隆司
岡山家庭裁判所

平成２３年（家）第７３７５号
福岡市博多区博多駅南２丁目２番１号
申立人　福岡県信用保証協会
本籍福岡県春日市下白水北６丁目83番地、最後の住所福岡県春日市下白水北６丁目83番地アメックス春日601号、死亡の場所福岡県大野城市、死亡年月日平成19年８月10日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和42年１月２日、職業会社役員
被相続人　亡　御手洗勝弘
事務所福岡市中央区赤坂１丁目11番13号
相続財産管理人　司法書士　宮崎　浩平
福岡家庭裁判所

平成２３年（家）第９２０１号
福岡市博多区博多駅南２丁目２番１号
申立人　福岡県信用保証協会
本籍兵庫県朝来市和田山町竹田420番地、最後の住所北九州市門司区上藤松１丁目７番４号、死亡の場所北九州市門司区、死亡年月日平成23年４月11日、出生の場所兵庫県朝来郡竹田町、出生年月日昭和24年８月31日、職業不明
被相続人　亡　西川壽次郎
事務所福岡市中央区赤坂１丁目11番13号
相続財産管理人　宮崎　浩平
福岡家庭裁判所小倉支部

平成２３年（家）第７７０号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目23番地12号
申立人　下大迫洋子
本籍鹿児島県薩摩郡さつま町神子3197番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市魚見町159番地13、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日平成22年11月12日、出生の場所鹿児島県薩摩郡鶴田村、出生年月日昭和33年１月23日、職業タイル工
被相続人　亡　下大迫省二
事務所鹿児島県鹿児島市大明丘２丁目16番７号　田中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中佐和子
鹿児島家庭裁判所

平成２３年（家）第７０２５号
沖縄県沖縄市安慶田２丁目８番２号
申立人　島袋　盛孝
本籍沖縄県沖縄市美里２丁目481番地、最後の住所沖縄県沖縄市城前町７－６、死亡の場所沖縄県具志川市、死亡年月日昭和60年６月１日、出生の場所沖縄県中頭郡美里村、出生年月日大正13年７月27日、職業無職
被相続人　亡　島袋スミ子
沖縄県那覇市おもろまち４丁目12番３号セ・レージュＴＡＭＡＫＩ105
相続財産管理人　山下　優子
那覇家庭裁判所沖縄支部